月２回発行　2020年１月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2345号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

潜むリスクを漏れなく管理

登録システムで進捗状況可視化

ＩＨＩエアロスペース富岡事業所

特集Ⅱ

転倒予防へＴ字体幹理論

安全な作業姿勢を示す

全国低層住宅労務安全協議会

ニュース

身体機能の把握重視へ

厚労省　高齢者でガイドライン案

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

2020
1/1
No.2345

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
林社会保険労務士事務所
所長　林　弘嗣

第305回

事務所前の資材を片付け中に転倒

■ 災害のあらまし ■

第二種特別加入者（建設業の一人親方）として労災保険に加入しているＡが、事務所前の植木鉢や砂、ブロックなどの資材を片付けていたところ転倒し、頭、腕、足などを打撲した。

■ 判断 ■

労働基準監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして不支給の決定をした。本人が労災認定を求めて審査請求したが、「一人親方等について認められる業務遂行性の範囲に該当しない」として棄却され、**業務外**となった。

■ 解説 ■

労災保険に特別加入している一人親方等についての労災事故における業務上外の判定は厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行うこととされている。

一人親方等の業務起因性の判断については、労働者の場合に準じるものとされているが、業務遂行性の判断については、一人親方等として加入した業種によって、各々決められた範囲に限定されている。

建設業の一人親方等の業務遂行性の認められる範囲については、①請負工事の直接必要な行為を行う場合、②請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合、③請負工事に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合、④請負工事にかかる機械および製品を運搬する作業（手工具程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合、⑤突発事故（台風、火災など）により予定外の緊急の出勤を行う場合に限定されている。

本件は、警察が事務所に来て、「事務所前に置いている植木、砂、ブロックを片付けて下さい」との指示に従って、作業中に転んだという事故である。これについて、前記の一人親方等の業務遂行性が認められる基準には該当せず、労災認定はしないとの判断をしたものである。

この事故について、請負契約とは関係ない行為中の事故として労災認定しなかったことは妥当な判断と思われる。

しかし、この資材が請負契約に関する資材であり、それを片付けていた場合の事故であったら労災認定される可能性はあったかもしれない。ただ、このケースでは、警察の指示があり明らかに業務と関係のない物も片付けていたこと、資材などが請負契約に基づくかどうか明確でないこと、その他に、けがに対する医師の意見と本人の話が異なり信頼性が欠けることもあったため、認定されなかったと考えられる。

一人親方等の労災認定における業務遂行性の判断は、あくまでも請負契約に基づく行為中の事故であるかどうかがポイントとなる。

具体的に５つの基準を確認してみると、①については、工事現場で請負工事に関する直接的な作業している時の事故を指しているので、明らかであろう。②については、工事現場での運搬中や資材整理中の事故が考えられ、私的行為以外はおおむね対象になると考えていいであろう。③については、例えば、請負契約で使用する木材を、自家作業場において加工する作業中、けがをしたような場合を想定している。自家作業場内で日常的に行っている作業でも、請負契約に関係ない自宅の改修に伴う資材の加工等は対象にならない。

ポイントは、どの請負工事に関連する作業をしていたかを明確にすることである。④については、請負工事に使用する機械や製品を運搬する作業や荷下ろしなどを行っている時の事故は業務労災になること。手工具類程度のものを携行して現場へ行く途中の事故は、業務災害ではなく通勤災害となるという意味である。一人親方等でも、労働者同様通勤災害の適用があることも認識しておく必要がある（ただし、個人タクシー営業者など一部の業種は通勤災害対象外）。⑤については、請負契約に直接関係ないとしても、請負工事に関する火災や台風などの突発事故での対応中の事故も認められるということである。



この基準をもとに、災害内容を確認し業務遂行性の判断をしたうえで、労災申請するか否かを検討することが必要になる。

一人親方等の特別加入申請時には、とにかく加入申請することを優先し、どういう場合が労災対象になるかを細かく確認していない場合が多い。そのため、けがをしてから慌てるケースもでてくる。原則として、請負契約に基づく行為中の事故が対象になる点を、加入申請時に加入者によく伝えておく必要がある。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp